原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、 別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変 更の内容及び理由は、以下のとおりである。

1. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり。詳細を別添「新旧対照表」に示す。

- (1) JRR-2原子炉施設における廃棄物保管場所の設置に伴う変更
 - 1) 第4編第22条及び別表第9として、廃棄物保管場所の設置に伴う放射性廃棄物の管理に係る記載を追加する。また、当該変更内容を第1編別表第6、第2編第46条の2、第2編第47条及び第4編別図第2(その1)に反映する。

2. 変更の理由

(1) JRR-2原子炉施設における廃棄物保管場所の設置に伴う変更 JRR-2原子炉施設に係る廃止措置計画の変更認可申請に伴い、当該廃止措置計 画と整合した記載に変更するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

第1編 総則

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
目 次 (省略)	目 次 (変更なし)	
第1章 通則 (省略)	第1章 通則 (変更なし)	
第2章 保安管理体制 (省略)	第2章 保安管理体制 (変更なし)	
第3章 品質マネジメント計画 (省略)	第3章 品質マネジメント計画 (変更なし)	
第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (省略)	第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (変更なし)	
第4章の2 共通施設の管理 (省略)	第4章の2 共通施設の管理 (変更なし)	
第5章 核燃料物質等の運搬 (省略)	第5章 核燃料物質等の運搬 (変更なし)	
第6章 保安教育及び保安訓練 (省略)	第6章 保安教育及び保安訓練 (変更なし)	
第7章 原子炉施設の定期的な評価 (省略)	第7章 原子炉施設の定期的な評価 (変更なし)	
第8章 非常の場合に講ずべき措置 (省略)	第8章 非常の場合に講ずべき措置 (変更なし)	
第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射 線管理 (省略)	第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射 線管理 (変更なし)	
第 10 章 記録及び報告 (省略)	第 10 章 記録及び報告 (変更なし)	
別表第1 ~ 別表第5の3 (省略)	別表第1 ~ 別表第5の3 (変更なし)	

変	更 前	変更後	備考								
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48	こ基づく記録(第 48 条関係) 別表第 6 試験炉規則に基づく記録(第 48 条関係)										
記録事項 記録すべき記録責任保存責任 場合 者 者	保安規定各編の該当条番号 日 2 3 4 5 6 7 8 9 11 12	記録すべき 記録責任 保存責任 保存期間 保安規定各編の該当条番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 11 12									
1. 試験研究用 等原子炉施設の 施設管理(試験 炉規則第9条第 1項に規定する ものをいう。以 下この表におい て同じ。) に係る 記録		1. 試験研究用 等原子炉施設の 施設管理(試験 炉規則第9条第 1項に規定する ものをいう。以 下この表におい て同じ。) に係る 記録									
2. 運転記録 (省略)		2. 運転記録 (変更なし)									
3. 燃料体の記 録(試験炉規則 第16条の5の2 第11号の性能維 持施設が存在し ない場合を除 く。)		3. 燃料体の記録(試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)									
4. 放射線管理記録		4. 放射線管理記録									
廃棄し、又は 海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性外質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重変のの廃棄の日時、場所及び方法	法 43 条の 3 の 2 第 3 項 において 当第 12 条 の 6 第 認 を 受 けの 期 * 7	イ ~ チ (変更なし) リ 廃棄施設に 廃棄し、又は 海洋に投棄し た放射性廃棄 物の種類、当 該放射性廃棄 物に含まれる 放射性物質の 数量、当該放 射性廃棄物を 容器に封入 し、又は容器 に固型化した 場合には当該 容器の数量及 び比重並びに その廃棄の日 時、場所及び 方法 * 5 * 6 法 43 条の 3 項において準用 する法第 12 条の 6 第 8 項の 確認を受 けるまで の 期間 * 7 ・ 大日、又は容器 に固型化した 場合には当該 容器の数量及 び比重並びに その廃棄の日 時、場所及び 方法 * 7 * 7 ・ 大日、大日、大日、大日、大日、大日、大日、大日、大日、大日、大日、大日、大日、大									
物を容器に封型化の都度 入し、又は容器に固型化した場合には、 その方法 12 第	法 43 条の 46 16 の 17 3 項において準用 する法第 12 条の 6 第 8 項の 確認を受	ヌ 放射性廃棄 物を容器に封 入し、又は容 器に固型化し た場合には、 その方法 計入又は固 型化の都度 * 6 法 43 条の 3 の 2 第 3 項において準用 する法第 12 条の6 第 8 項の 確認を受									

変更前								変 更 後								備考					
			けるまっ の 期 間 *7											るまで 期 間							
ル	(省略)		* /	+++						ル	(変更なし)		*	1							
5.原子炉施設に											(変更なし)										
おける放射線の	(1,1)									おける放射線の	(5252 5. 5)										
利用記録										利用記録											
. 原子炉施設等	(省略)									6. 原子炉施設等	(変更なし)										
事故記録										の事故記録											
7. 気象記録 (法	(省略)									7. 気象記録 (法	(変更なし)										
43 条の3の2 2項の認可を受										第 43 条の3の2 第 2 項の認可を受											
32頃の認可を受 けた原子炉及びそ										第2項の認可を受 けた原子炉及びそ											
の付属施設内に核										の付属施設内に核											
燃料物質が存在し										燃料物質が存在し											
ない場合を除く。)										ない場合を除く。)											
3.保安教育の記	(省略)									8. 保安教育の記	(変更なし)										
Ř										録											
. 廃止措置に	(省略)									9. 廃止措置に	(変更なし)										
る工事の方法、										係る工事の方法、											
期及び対象と る試験研究用										時期及び対象と なる試験研究用											
(3 武鞅 研 光 用										原子炉施設の設											
前の名称										備の名称											
). 試験炉規則	(省略)									10. 試験炉規則	(変更なし)										
3 14 条の2各号										第 14 条の 2 各号											
規定による試										の規定による試											
研究用原子炉										験研究用原子炉											
設の定期的な										施設の定期的な											
種の結果										評価の結果											
. 品質管理基準	(省略)									11. 品質管理基準	(変更なし)										
則第4条第3項										規則第4条第3項											
規定する品質マ										に規定する品質マ											
ジメント文書及 品質マネジメン										ネジメント文書及 び品質マネジメン											
システムに従っ										トシステムに従っ											
計画、実施、評価										た計画、実施、評価											
び改善状況の記										及び改善状況の記											
:(他の号に掲げ										録(他の号に掲げ											
ものを除く。)										るものを除く。)											
1:当該記録										* 1: 当該記録											
ている期間					2置者	がその	記録を	原子力	規制	ている期間					子炉設计	置者が	その記	鼠録を原	見子力	力規制	
委員会の指						A	<i>-</i>			委員会の指		-									
2:原子炉設										* 2:原子炉設											
3:原子炉停	止中の場合る	と含む。試験	験・検査、	点検及で	び保守	子で計画	前的に発	報させ	るも	* 3:原子炉停	止中の場合	合を含む	タ。試験・ホ	食査、点	険及び	保守で	計画的	」に発執	设させ	せるも	

変 更 前	変更後	備考
のは、記録から除外する。	のは、記録から除外する。	
*4: 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。	*4: 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。	
*5:JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場	*5: <u>JRR-2、</u> JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの	廃棄物保管場所を有するJRR-2
所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長	廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発	における固体廃棄物の保管及び引渡
等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処	生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者と	し前の措置に係る記録責任者、保存
理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1	し、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃	責任者及び保存期間の変更
課長とする。	棄物管理第1課長とする。	
*6:JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場	*6: <u>JRR-2、</u> JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの	
所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させ	廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄	
た課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃	物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管	
棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃	理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者	
棄物管理第1課長とする。	は、放射性廃棄物管理第1課長とする。	
*7:JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場	*7: <u>JRR-2、</u> JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの	
所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場	廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物	
に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記	を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射	
録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の	性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第	
確認を受けるまでの期間とする。	12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。	
別図第1 ~ 別図第2 (省略)	別図第1 ~ 別図第2 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

第2編 放射線管理

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
目 次 (省略)	目 次 (変更なし)	
第1章 放射線管理の業務 (省略)	第1章 放射線管理の業務 (変更なし)	
第2章 管理区域等の管理 (省略)	第2章 管理区域等の管理 (変更なし)	
第3章 被ばく管理 (省略)	第3章 被ばく管理 (変更なし)	
第4章 環境放射線の管理 (省略)	第4章 環境放射線の管理 (変更なし)	
第5章 放射線管理施設の管理 (省略)	第5章 放射線管理施設の管理 (変更なし)	
第6章 核燃料物質等の運搬 (省略)	第6章 核燃料物質等の運搬 (変更なし)	
第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条 (省略)	第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条 (変更なし)	
(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)	(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)	
第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃	第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃	
棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければな	棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければな	
らない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性	らない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性	
廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質	廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質	
の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。	の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。	
2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納	2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納	
した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量	した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量	
当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。	当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。	
3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制	3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制	
に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物(以下「炉規法廃棄	に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物(以下「炉規法廃棄	
物」という。)、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発	物」という。)、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発	
生する放射性廃棄物(以下「RI法廃棄物」という。)又はその双方が混在する放射	生する放射性廃棄物(以下「R I 法廃棄物」という。) 又はその双方が混在する放射	
性廃棄物(以下「混在廃棄物」という。)の区分(以下「発生場所の区分」という。)、	性廃棄物(以下「混在廃棄物」という。)の区分(以下「発生場所の区分」という。)、	
並びに溶融処理又は処分に係る有害物質(以下「特殊な物質」という。)の有無によ	並びに溶融処理又は処分に係る有害物質(以下「特殊な物質」という。)の有無によ	
り区分しなければならない。	り区分しなければならない。	
4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付	4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付	
け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。	け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。	
5 JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各	5 <u>JRR-2、</u> JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにお	廃棄物保管場所の設置に伴う追記

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。	いては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。	
(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)	(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)	
第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管すると	第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管すると	
きは、第3編、 <u>第4編、</u> 第8編及び第9編の管理区域を示す図において指定されて	きは、第3編、第8編及び第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄	廃棄物保管場所の設置に伴う変更
いる廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、JRR-3、	物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、 <u>JRR-2、</u> JRR-	
JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じ	3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講	
た固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ <u>第5編</u> から第7編まで、	じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ <u>第4編</u> から第7編まで、	
第 11 編及び第 12 編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で	第 11 編及び第 12 編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で	
保管しなければならない。	保管しなければならない。	
2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を	2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を	
壁、さく等で区画しなければならない。ただし、JRR-3、JRR-4、NSR	壁、さく等で区画しなければならない。ただし、 $JRR-2$ 、 $JRR-3$ 、 $JRR-$	廃棄物保管場所の設置に伴う追記
R、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設	4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保	
を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上	管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場	
の注意事項を掲示しなければならない。	所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。	
3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない	3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない	
場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管	場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管	
庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)で	庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)で	
あって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は	あって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は	
漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。	漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。	
第 48 条 ~ 第 49 条 (省略)	第 48 条 ~ 第 49 条 (変更なし)	
第8章 異常時の措置 (省略)	第8章 異常時の措置 (変更なし)	
則表第 1 ~ 別表第 25 (省略)	別表第1 ~ 別表第 25 (変更なし)	
別図第1(その1) ~ 別図第2 (省略)	別図第1(その1) ~ 別図第2 (変更なし)	
別記様式第 1 ~ 別記様式第 6 (省略)	別記様式第1 ~ 別記様式第6 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

第4編 JRR-2の管理

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
第4編 JRR-2の管理	第4編 JRR-2の管理	
目 次 第1章 通則 (第1条-第5条) 第1章の2 廃止措置管理 (第6条-第8条) 第3章 保守管理 (第8条の2-第13条) 第4章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第14条、第14条の2) 第2節 地震後の措置 (第15条) 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第16条) 第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第17条) 第5章 放射線管理 (第18条-第20条) 第6章 保安教育 (第21条)	目 次 第1章 通則 (第1条-第5条) 第1章の2 廃止措置管理 (第5条の2) 第2章 特定施設の運転管理 (第6条-第8条) 第3章 保守管理 (第8条の2-第13条) 第4章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第14条、第14条の2) 第2節 地震後の措置 (第15条) 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第16条) 第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第17条) 第5章 放射線管理 (第18条-第20条) 第6章 保安教育 (第21条) 第7章 固体廃棄物の保管 (第22条)	固体廃棄物の管理に係る記載の追加に伴う目次項目の追加

変更前	変更後	備考
第1章 ~ 第6章 (省略)	第1章 ~ 第6章 (変更なし) 第7章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管) 第22条 課長等は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの間、JRR-2原子炉施設内で保管するときは、別表第9に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。 2 廃止措置課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。	固体廃棄物の管理に係る記載の追加
別表第1 ~ 別表第8(省略)	別表第1 ~ 別表第8 (変更なし) <u>別表第9 廃棄物保管場所の保管能力について (第22条関係)</u> <u>保管場所 保管能力 (個 (20リットル容器換算))</u> <u>廃棄物保管場所 80</u>	廃棄物保管場所の保管能力の 記載の追加
別図第1(省略)	別図第1(変更なし)	

